

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）Q & A  
（2024年度版）

Q 1 「社内ニーズ調査」とは何でしょうか。

A 1 不妊治療と仕事の両立に関して、労働者が求めている制度や支援策について把握するためのものです。新たにアンケート調査を実施することや、既に実施している自己申告制度を活用することが考えられます。

Q 2 両立支援担当者とはどういう方が当てはまるでしょうか。

A 2 人事労務担当者や産業保健スタッフ等が考えられます。不妊治療を受ける労働者の相談に対応し、労働者一人ひとりの「不妊治療両立支援プラン」を策定し支援する者として事業主に選任されていれば、資格や役職などは問いません。

厚生労働省では、人事労務担当者向けのマニュアルを作成、周知しています。ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

Q 3 不妊治療両立支援プランとはどのようなものでしょうか。

A 3 両立支援担当者が、不妊治療を受ける労働者から利用したい制度・働き方の希望などを聴いた上で、制度の利用予定、その間の業務分担の見直し等の検討も含め、治療と両立しやすい環境整備を図るために策定するプランです。

Q 4 不妊治療休暇制度・両立支援制度を利用できる方は、どういう方でしょうか。雇用保険被保険者に限ってもよいのですか。

A 4 性別や雇用形態を問わず、不妊治療を受ける労働者が対象となります。雇用保険被保険者以外の方も対象に含める必要があります。

なお、助成金の支給対象労働者は、雇用保険被保険者である必要があります。

Q 5 当該助成金の申請に当たり、支給要領に記載されている不妊治療休暇制度（0203）、不妊治療と仕事の両立支援制度（0209から0213まで）について、全てを制度化し、労働協約又は就業規則に規定する必要がありますか。

A 5 制度については、不妊治療休暇制度（0203）、不妊治療と仕事の両立支援制度（0209から0213まで）のうち、事業主が講じた制度について、労働協約又は就業規則に規定する必要があります。

Q 6 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）の支給対象となる特別休暇に、不妊治療に係る休暇が入っていますが、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）との併給はできますか。

A 6 不妊治療のために利用できる特別休暇制度を導入し、「働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）」を受給した中小企業事業主であっても、事業主が講じた不妊治療休暇制度・両立支援制度を利用した雇用保険被保険者が生じるなど、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）の支給要件を満たした場合は、併給できます。